

児童手当の大切なお知らせ

令和6年10月に児童手当の制度改正（拡充）があります

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月5日に可決されたことにより、令和6年10月分の児童手当から、制度の内容が変更となります。

制度改正（拡充）の内容

- ①所得制限の撤廃
- ②支給対象児童を中学生から高校生年代まで延長
- ③第3子以降の支給額の増額
- ④第3子以降の算定に含める児童の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末までに」延長
- ⑤支給回数が年3回から年6回（偶数月）に変更

※改正後の初回支払は令和6年12月13日（金）を予定（令和6年10月、11月分）

改正前後の比較表

	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
支給対象児童	15歳到達後の最初の年度末まで（中学生）	18歳到達後の最初の年度末まで（高校生年代）
手当月額	・ 児童手当 【3歳未満】 一律15,000円 【3歳～小学生】 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 【中学生】 一律10,000円 ・ 特例給付 一律5,000円	【3歳未満】 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生】 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
多子加算の算定対象	18歳到達後の最初の年度末までの子を含める	22歳到達後の最初の年度末までの子を含める（親等の経済的負担がある場合に限る）
支払回数	年3回（6月、10月、2月） 各前月までの4か月分を支給	年6回（各偶数月に支給） 各前月までの2か月分を支給

支給にあたって、手続きが必要な場合と不要な場合があります！

手続きが必要な方につきましては、案内を送付しております。
詳細につきましては、別紙の「児童手当制度改正 申請手続き要否フローチャート」にてご確認ください。

なお、下記の①～④に該当する方は申請不要です。

- ① 現在、所得制限により特例給付（児童1人あたり月額5,000円）を受給している方
- ② 児童手当（特例給付）を受給している方のうち、制度改正による手当額の増減がない方。（お子さんが2人以下で、どちらも中学生以下等）
- ③ 中学卒業まで児童手当の支給対象だったお子さんが高校生年代になり支給対象外となったが、その下に中学生以下のお子さんがおり、現在も児童手当を受給中である方。
- ④ 中学生以下の子さんがおり、現在も八百津町から児童手当を受給している方で、大学生年代までのお子さんを含めても、養育するお子さんが3人に満たない方。

申請期限

令和6年10月31日（木）まで

注意！

申請漏れ等を防ぐため、令和7年3月31日（必着）まで申請猶予期間を設けております。10月31日を過ぎてもこの期間までに申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。

ただし、令和7年4月1日以降の申請となった場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

申請の対象と思われる方で、申請案内が届かない場合は下記までお問い合わせください。

なお、申請について、受給者となる方が公務員の場合は勤務先、八百津町外に住所を有する場合は住民票のある市区町村へお問い合わせください。

お問い合わせ

八百津町役場 町民課 保険年金係

電話 0574-43-2111 内線 2115